

### 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
渡辺パイプ株式会社	東京都中央区築地五丁目6番10号

2 指名停止措置期間 平成29年 3月 7日～平成29年 9月 6日（ 6箇月間 ）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する物品調達等

4 事実概要

1に掲げる者は、地方公共団体等が発注する特定施設園芸用施設工事について、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、取引分野における競争を実質的に制限したとの事実を理由に、平成29年2月16日、公正取引委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の違反事業者であるとして公表された。

5 指名停止理由

公正取引委員会から独占禁止法第3条の違反業者として公表されたことは、「茨城町物品調達等有資格業者指名停止等措置要領」（平成14年要領第3号）第2条第1項及び別表第2第8号に該当する。

〈茨城町物品調達等有資格業者指名停止等措置要領 別表第2第8号〉

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務部財政課  
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地  
電話 029(240)7123（ダイヤルイン）